

2024年7月24日

内閣官房新しい資本主義実現本部事務局(金融担当) 御中

企業年金連絡協議会

「アセットオーナー・プリンシプル」(案)に関する意見募集について

掲題について、下記のとおり意見及び確認事項を提出いたします。

記

○背景及び目的

確定給付企業年金(DB)においては、DB 法ほか法令などで、加入者・受給者への忠実義務が求められており、また資産運用の面でも厚労省による「確定給付年金に係る資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドライン」で善管注意や「運用の基本方針」の策定などが義務付けられており、さらに資産規模が100億円を超えるDBでは資産運用委員会の設置も義務となっているなど、概ねアセットオーナー・プリンシプルの考え方・精神に沿った運営がなされていると考えている。そのうえで、DBにもアセットオーナー・プリンシプル受け入れが求められる意義や目的をご説明いただきたい。

○「コンプライ・オア・エクスプレイン」「その他」について

受入表明または実施しない場合の説明は、「一般に見える形で(中略)期待する」とあるが「原則4及び補充原則4-1には「情報提供すべきステークホルダーをアセットオーナーが自ら検討し、説明責任を果たす」との趣旨が記されている。両者を勘案し、またウェブサイトなど一般に对外発信する手段を持たないDBも少なくないことも考慮すると、広く公表するのが望ましいが、自らがステークホルダーと設定した人たちを相手に表明するだけでも本プリンシプルの受け入れの妨げにはならない、との理解でよいか。

○原則1について

企業年金についてはDB法の施行令・施行規則に基づき、大半のDBが「運用の基本方針」を策定し、運用目的・運用目標・資産構成などを定めるよう規定されている。こうした法令に則って運用しているDBは原則1を受け入れ済みと考えてよいか。

○原則2について

ここでは資産運用について記載されているが、DB においては直接の運用に加えて、将来の負債を踏まえた ALM 管理、制度設計、資産配分構成、運用会社の管理・コミュニケーションなど必要とされる知識・能力は多岐にわたる。単に金融マーケットに携わった経験があるだけでは不十分といえる。こうした点を踏まえ、コンサルタントを活用したり、前述した領域をカバーする企業年金連合会等の研修を受講した担当者を配置したりしていれば、原則2は受け入れ(実施)済みとしてよいか。

○原則4について

補充原則4-1に、ステークホルダーについては「アセットオーナーが自らの特性に応じて、情報提供すべきステークホルダーを検討し(中略)必要な情報を提供(以下略)」とあるが、要は情報公開すべき相手はアセットオーナーが自ら設定するものであり、画一的に決められるものではないとの理解でよいか。

○原則5について

企業年金連合会が実施する「企業年金スチュアードシップ推進協議会」の共同モニタリングに参加した DB については、原則5(補充原則5-1)は実施(受け入れ)済みとの理解でよいか。

○全体に関して

受け入れ表明をした DB が趣旨に則った行動をしているか、またはエクスプレインの内容が適切か否かは、どの機関がどうやって判断するのか。DB は規約型を含めると約 1 万 2000 あるが、すべてをチェック可能なのか。こうした現実を鑑みて、プリンシプルを適用する際に資産規模といった要件を検討するお考えはないか。

スチュアードシップ・コードやコーポレートガバナンス・コードはフォローアップ会議を通じて改訂されており、本プリンシプルも同様の運びになると思料するが、改定の大まかなスケジュール・計画などがあればお教え願いたい。また、いったん受け入れたものが改訂の内容によって受け入れ困難になった場合は、取り下げることが可能か。

以上